

水戸地方本部に対し

## 指令17号発出!

指令 17 号 水戸地方本部に対する「常磐線特急列車車掌乗務体制の見直し」及び「平成 27 年 7 月 3 日に交換した議事録確認の解約について」に関する本部指令について

2018年10月18日、JR東労組水戸地本から「要請書」が中央本部に送られてきました。「常磐線特急列車車掌乗務体制の見直し」及び「平成27年7月3日に交換した議事録確認の解約について」に関して、中央本部における見解や労使議論を求める内容です。

この間、水戸地本は水戸支社より提案を受けた「常磐線特急列車車掌乗務体制の見直し」及び「平成27年7月3日に交換した議事録確認の解約について」に対し、団体交渉を行ってきました。水戸地本は水戸支社に平均値ではなく詳細なデータ開示を求め、水戸支社は「求められたデータをすべて出すつもりはない」との回答を行い対立をしていました。

中央本部は、このままでは施策の一方実施と議事録確認の解約を引き起こしかねないと危惧し、指導を行いましたが、水戸地本はその指導には従わず団体交渉にて対立を続け、施策の一方実施と議事録確認の解約という事態に直面しています。

この水戸地本が引き起こした事態は、他の地本にも波及する恐れがある問題であり、組合員の利益を守るために看過できる問題ではありません。

よって、本日、指令17号を発出するに至りました。

詳細は、「指令17号」及び「指令17号補足資料」をご参照ください。

**組合員の利益を守るために、  
水戸地本は直ちに指令を実行するべきだ**